

## 地方税法の一部改正に伴う市税条例の改正の概要 (令和6年3月29日条例第78号)

地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)が令和6年3月30日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されることに伴い、同日から施行が必要な部分について京都市市税条例の改正を行いました。

改正の概要は以下のとおりです。

### (改正内容)

#### 1 固定資産税及び都市計画税（土地に係る負担調整措置の延長（令和6年度～令和8年度））

固定資産税及び都市計画税については、税額計算の基となる固定資産評価額を3年に一度見直すこととされているが、その際、地価の急激な変動に連動して税負担が急激に変動することを抑えるため、以下の「負担調整措置」が講じられてきた。この負担調整措置を、令和6年度から令和8年度までの間においても継続する。(附則第9条、第9条の2、第10条、第12条の2、第14条、第14条の2、第15条及び第16条の2関係)

##### (1) 商業地等<sup>\*1</sup>に係る負担調整措置

負担水準 <sup>*2</sup>	課税標準額 <sup>*3</sup>
70%超	当該年度の価格の70%（※現行の負担水準の上限を維持）
60%以上 70%以下	前年度分の課税標準額に据置き
60%未満	前年度分の課税標準額 + (当該年度の価格 × 5%) ※ ただし、当該額が価格の60%を超える場合 ⇒ 60%相当額 価格の20%に満たない場合 ⇒ 20%相当額

※1 「商業地等」とは、住宅用地以外の宅地等をいう。

※2 「負担水準」とは、前年度課税標準額の当該年度の特例措置適用後の価格に対する割合をいい、個々の土地の課税標準額が、価格に対してどの程度まで達しているかを示す基準である。負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって、負担水準のばらつきの幅を狭めていく調整措置が採られている。

※3 「課税標準額」とは、税額計算の基礎となる金額をいい、課税標準額に税率を掛けて税額を算出する。固定資産税の場合は、原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となる。

(2) 住宅用地及び市街化区域農地<sup>\*1</sup>に係る負担調整措置

課税標準額
前年度分の課税標準額 + (本則課税標準額 <sup>*2</sup> × 5 %)
※ ただし、当該額が本則課税標準額を超える場合 ⇒ 本則課税標準額
本則課税標準額の 20 %に満たない場合 ⇒ 20 %相当額

※1 農地は市街化区域農地と一般農地に区分される。

「市街化区域農地」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域に所在する一定の農地をいい、状況が類似する宅地の価格に比準する価格で評価される。

※2 本則課税標準額 = 当該土地に係る当該年度の価格 × 以下の特例率

	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	1 / 6	1 / 3
一般住宅用地	1 / 3	2 / 3
市街化区域農地	1 / 3	2 / 3

(3) 一般農地<sup>\*3</sup>に係る負担調整措置

負担水準	課税標準額
90 %以上	前年度分の課税標準額 × 1.025
80 %以上 90 %未満	前年度分の課税標準額 × 1.05
70 %以上 80 %未満	前年度分の課税標準額 × 1.075
70 %未満	前年度分の課税標準額 × 1.1

※ 「一般農地」とは、農地のうち宅地等介在農地、市街化区域農地及び勧告遊休農地を除いたものをいう。

2 その他

その他必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日

(参照)

改正前の京都市市税条例（抄）

附 則

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

**第9条** 宅地等（法附則第17条第2号に規定する宅地等をいう。以下同じ。）に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、法附則第18条に規定するところによる。

**第9条の2** 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

**第10条** 農地（法附則第17条第1号に規定する農地をいう。以下同じ。）に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、法附則第19条第1項に規定する農地調整固定資産税額を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

**第12条の2** 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、法附則第19条の4に規定するところによる。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

**第14条** 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、法附則第25条に規定するところによる。

**第14条の2** 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

**第15条** 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、農地調整都市計画税額（法附則第26条第1項に規定する農地調整都市計画税額をいう。以下同じ。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

**第16条の2** 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、法附則第27条の2に規定するところによる。